

砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業 における工期延伸と供用開始について

1 概要

砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業については、令和7年度中の供用開始に向けて事業を進めてきたが、建替え工事の工期である令和7年10月31日までの工事完了が困難であることが判明したことから、工期を令和8年1月30日に変更し、早期の供用開始に向けて事業をすすめている。

建替え工事完了後、砂川の歴史と文化の展示の現地での制作工事に加え、開設準備等に一定の期間を要することから、供用開始時期が遅れる見込みである。

2 工期延伸の理由について

電気設備工事における東京電力との受電協議に不手際があり、本工事期限内に受電ができなくなったため。

3 契約変更等について

建替え工事（建築・解体、電気設備、機械設備、昇降機設備）及び工事監理委託の各契約については、令和8年1月30日を工期限として契約を変更。なお、このうち建築・解体工事と電気設備工事については、令和7年10月31日に市長の専決処分にて契約を変更。

また、展示制作委託は工期延長し、契約を変更したほか、備品等の納入、事務機能の移転、機械警備や通信設備の設置等についてスケジュールの再調整を行っている。

4 供用開始について

早期の供用開始に向けて開設準備等を進めるとともに、関係各所と協議のうえ日程を決定し、速やかに、広報やホームページでの周知のほか、地域の自治会等へは丁寧な説明に努める。